

## 三重県地域経済復活支援金 Q & A

### Q1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A 1

2022年1月以降の急激な感染拡大とまん延防止等重点措置の適用により、いったん戻りつつあった客足が遠のくなど、幅広い業種の事業者の経営状況は再び厳しい状況が続いています。

このような状況を受け、国は、コロナの影響で売上減少が続く、業種を問わない事業者に対して、新たに「事業復活支援金」を創設しました。

三重県では、国の支援と連動して、まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響を受ける幅広い業種の事業者に対する支援金制度として、「三重県地域経済復活支援金」を創設しました。

#### 【参考】国の制度

##### ○事業復活支援金

- ・新型コロナの影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの任意の同月の売上高に比べ、50%以上又は30～50%減少した事業者
- ・給付額上限は、法人が最大250万円、個人事業者は最大50万円
- ・1月31日 申請受付開始

「事業復活支援金」ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_fukkatsu/](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/)

「事業復活支援金」申請相談窓口 TEL：0120-789-140

### Q2 概要及び支給金額、留意事項等を教えてください。

A 2

#### 1 対象

まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等

#### 2 要件

2022年1～3月のいずれかの売上高が、前年（2021年）、前々年（2020年）又は前々前年（2019年）同月と比べて、30%以上減少していること。

#### 3 支給額

◆上限額 中小法人等30万円、個人事業者等15万円

◆算出式

$$\text{給付額} = [(\text{比較年の1～3月の売上合計}) - (\text{対象月}(\text{※1})\text{の売上高} \times 3)] \\ - \text{国の事業復活支援金の受給(予定)額} \times 3/5 (\text{※2})$$

※1・・・2022年1～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※2・・・国の事業復活支援金を受給(予定を含む)した場合

#### 4 申請先

(電子申請の場合)

下記の電子申請フォームから申請してください

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nipi-leqeqh-6be70085cfc667ed4edfa88484b9c62a>

(郵送の場合)

封筒オモテ面に「申請書在中」と記載のうえ、下記の宛先まで送付してください  
〒514-8799

津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金事務局 宛

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電子申請および郵送のみの受付とします。

#### 5 留意事項

- ・国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。
- ・2022年1～3月に実施される三重県飲食店時短要請等協力金との併給はできません。ただし、2022年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給（見込）額が「3支給額」に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。

(例) ○東紀州の個人飲食店の場合 (1/31～時短要請適用)  
支援金額 15万円×1/3 > 1月協力金 3万円  
➡本支援金 金額調整した差額 2万円を支給

**Q2-2 国の事業復活支援金と三重県地域経済復活支援金をすでに受給していますが、令和4年6月1日から実施される差額給付に係る追加申請分を受給した場合、すでに受給した三重県地域経済復活支援金の受給額に影響はありますか。**

A 2-2

三重県地域経済復活支援金では、「支給額＝〔(比較年の1～3月の売上合計)－対象月の売上×3〕－国の事業復活支援金の受給(予定)額×3/5(上限 法人 30万円、個人 15万円)により支給額を算出することとしていますが、上記算式において、「国の事業復活支援金の受給(予定)額」とは、2022年1月31日～6月17日の申請期間で実施される初回申請による事業復活支援金の給付額だけでなく、6月1日～30日の申請期間で実施される追加申請による差額給付も含まれます。

従って、三重県地域経済復活支援金の受給後に国の事業復活支援金の追加申請による差額給付を受けた場合で、上記算式による三重県地域経済復活支援金の支給額が減額となる場合には、減額分を返還していただくこととなります。

差額給付を受給することによって三重県地域経済復活支援金の支給決定額に変更が生じる場合は、本支援金事務局(059-224-2838)へご連絡をお願いします。

**Q3 第5波の時の「三重県地域経済応援支援金」との違いは何でしょうか？**

A 3

第5波の時の「三重県地域経済応援支援金」では、各月の売上減少率が30%以上を要件としていましたが、今回の支援金では、いずれかの月で30%以上減少があれば支給できるよう要件を緩和しました。

(例) ○第5波の制度

1月売上▲25% 2月売上▲33% 3月売上▲10%

➡2月分のみ支給(最大法人10万円、個人5万円)

○今回の制度

1月売上▲25% 2月売上▲33% 3月売上▲10%

➡一括支給(最大法人30万円、個人15万円)

#### Q4 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？

A4

「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。(「中小企業基本法」の中小企業よりも広い定義となっています。)

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。(被雇用者・被扶養者は含みません。)

#### Q5 対象とならない「公共法人」とはどのような法人ですか？

A5

本支援金では、公共法人は対象外となっていますが、公共法人とは以下の表にある法人を言います。

別表第一 公共法人の表(第二条関係)

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人(平成十五年法律第一百十二号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地地区画整理組合	土地地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三十二号)

なお、上記以外の法人は、その他の申請要件を満たせば、申請の対象となります。

**Q6 「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、どういう場合を言うのでしょうか？**

A6

中小法人等の場合は、登記された本店所在地（履歴事項証明書で確認します。）又は、主たる事業所（確定申告書記載の納税地となっていること）が三重県内であることを言います。

個人事業者の場合は、個人の住所にかかわらず、事業を行う店舗等で確定申告の納税地となっている事業所が三重県内にあることを言います。ただし、個人事業者の場合で三重県内にのみ事業所を有する場合には、当該事業所が確定申告の納税地である必要はありません。

**Q7 本社が県外にある事業者も、三重県内に店舗があれば支援金の対象になりますか？**

A7

三重県内に本店又は主たる事業所（本社）を有する中小法人・個人事業者等が対象となるため、県外に本社がある場合は、三重県内に本店があれば対象となりますが、本社及び本店が県外にある場合は、対象となりません。また、「三重県内に本店又は主たる事業所（本社）を有する」とは、Q6をご確認ください。

**Q8 県内に事業所(店舗)が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？**

A8

申請単位は、事業所（店舗）ではなく、事業者単位（「1法人あたり」、「1事業者あたり」）とします。県内に事業所（店舗）が複数ある場合でも申請は1件となります。

特定の店舗のみ売上が30%以上減少したとしても、県内の全ての事業所の総売上に占める売上減少率が要件を満たしていなければ対象となりません。

**Q9 対象となる業種を教えてください。**

A9

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響を受ける幅広い業種を対象としています。

**Q10 まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響とは、どのような場合を言いますか？**

A10

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響とは、下記のような場合を言います。

- ①時短要請等の影響
- ②イベント中止等の影響
- ③外出・移動自粛の影響
- ④海外需要減少の影響

- ⑤海外渡航・インバウンド減少による影響
- ⑥業務上不可欠な原材料やサービス等の調達難による影響
- ⑦取引・商談機会の減少による影響
- ⑧就業者の確保難による影響
- ⑨取引先・顧客からの発注減による影響

**Q11 本支援金の対象とならないケースを教えてください。**

A 1 1

- ①大企業（中小法人等の定義に該当しないもの）、宗教法人、政治団体、暴力団関係、風俗店、法人でない任意団体、公共法人
- ②廃業した、長期休業しているなど具体的な営業実態や今後の事業継続の意思が確認できない場合

などについては、本支援金の対象となりません。

詳しくは、申請要項にてご確認ください。

**Q12 飲食店時短要請等協力金との併給は可能ですか？**

A 1 2

本支援金は基本的には時短要請等協力金との併給は不可としています。

ただし、2022年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給（見込）額が本支援金額（上限、法人30万円、個人15万円）に1/3を乗じた額を下回る場合には、該当月ごとにその差額を金額調整して支給します。

(例) ○東紀州の個人飲食店の場合（1/31～時短要請適用）  
 支援金額 15万円×1/3 > 1月協力金 3万円  
 ➡本支援金 金額調整した差額2万円を支給

**Q13 不動産業を営んでいます、本支援金の対象となりますか？**

A 1 3

不動産業を営む法人（又は個人）が、確定申告書において、「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。個人の方などで、確定申告書において、「不動産収入」として計上している場合は対象となりません。

**Q14 訪問販売業(保険外交員や家事代行業などを含む)をしています、本支援金の対象となりますか？**

A 1 4

雇用関係のない業務委託契約などにより訪問販売業（保険外交員や家事代行業などを含む）を営んでいる個人事業者で、まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響を受けて売上が減少していれば、訪問販売業も対象となります。

なお、業務委託契約などによる収入を給与所得で申告している場合、当該給与所得についても、事業収入（売上）に含めることができます。当該給与所得が、業務委託契約などによるものなのか、雇用契約による給与所得なのか確認していただき、雇用関係のない業務委託契約などによるものであれば事業収入に含めることができます。その場合、業務委託契約書などにより、雇用関係のないことを確認します。

**Q15 医療・福祉関連の事業者ですが、本支援金の対象となりますか？**

A 1 5

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響を受けて売上が減少していれば、病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局なども対象となります。

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響とは、Q 1 0 を参照してください。

**Q16 製造業の事業者ですが、本支援金の対象となりますか？**

A 1 6

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響を受けて売上が減少していれば、製造業も対象となります。

まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響とは、Q 1 0 を参照してください。

**Q17 持続化給付金や家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は事業収入(売上)に含まれるでしょうか？**

A 1 7

本支援金は、対象月の事業収入（売上）が前年（2021年）、前々年（2020年）又は前々前年（2019年）同月と比べて、30%以上減少した場合に支給することとしており、事業収入（売上）には、三重県飲食店時短要請協力金、持続化給付金、家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症対策等として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は含みませんので、売上から除いて計算してください。

**Q18 個人事業者ですが、事業収入(売上)には給与所得も含むことができますか？**

A 1 8

本支援金は、事業者全体の「事業収入（売上）」で比較することとしています。ただし、個人事業者等でフリーランスの方のように、業務委託契約などによる収入を給与所得で申告している場合、当該給与所得についても、事業収入（売上）に含めることができます。当該給与所得が、雇用関係にない業務委託契約などによるものなのか、雇用契約による給与所得なのか確認していただき、雇用関係にない業務委託契約などによるものであれば事業収入に含めることができます。

**Q19 青色申告決算書や法人事業概況説明書の月別売上額と、実際の売上額が異なる場合、どうすればよいですか？**

A 1 9

個人で青色申告の場合は青色申告決算書の月別売上額を、法人の場合は法人事業概況説明書の月別売上額による算定を原則としますが、経理上の事情等により本来の売上額が異なる場合などは、個別のケースの内容に沿って審査を行いますので、本支援金事務局（059-224-2838）にご相談ください。

**Q20 白色申告の事業者ですが、毎年9月にしか売上が計上されず、1～3月は毎年の売上が0円となっています。本支援金の対象となりますか？**

A 2 0

個人の白色申告の場合、「確定申告書の年間事業収入÷12月」の額と対象月を比較して、売上減少率の要件を満たしていることが必要となりますが、季節的な要因等で、売上の計上時期が対象月と異なっているなどにより売上減少が発生した場合など、まん延防止等重点措置による経済活動の停滞等の影響（Q10参照）による売上減少でない場合は、本支援金の対象外となります。

**Q21 確定申告書に收受日付印がないのですが、どのように提出すればよいでしょうか？**

A 2 1

確定申告書に收受日付印等がない場合、收受日付印なしの確定申告書と納税証明書その2の提出で代用していただくことができます。

**Q22 喫茶店を営んでいますが、メニュー表の提出は必要ですか？**

A 2 2

メニュー表などの営業実態が確認できる資料は、対象月（2022年1月～3月のうちのいずれかの月）の売上が0円の場合かつ、店の外観写真、内観写真の提出をできない方のみ必要となります。

それ以外の方は、メニュー表などの営業実態を確認できる資料の提出は、不要です。

**Q23 営業実態が確認できる資料とは、どのようなものが認められますか？**

A 2 3

対象月（2022年1月～3月のうちのいずれかの月）の売上が0円の場合、かつ、店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、これらの内観写真、外観写真が提出できない方は、

①商品・サービスを表示したメニュー表など事業内容がわかる写真

②ホームページ等の公開情報

等の営業実態を確認できる資料を提出いただくこととしています。

①には、商品・サービスを表示したメニュー表、料金表などに加え、事業に使用する車や船の写真、取引の相手方から発行される直近の取引記録など、事業内容が確認できる資料も含まれます。なお、営業実態については、これらの資料に基づき総合的に判断し、営業実態の確認のため必要な場合には、追加で他の資料を求める場合があります。

**Q24 「履歴事項全部証明書の写し」に代えて、「登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたもの」を提出することは可能ですか？**

A 2 4

登記情報提供サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記と同じ情報であり、「履歴事項全部証明書」の写しの内容と同等であると認められることから、当サービスを利用してプリントアウトしたものの代用を可とします。

なお、履歴事項全部証明書の写しと同様、申請日から3か月以内に提供されたものを提出してください。

登記情報提供サービス ホームページ <https://www1.touki.or.jp>

## Q25 申請様式は郵送してもらえますか？

A 2 5

申請書類を郵送させていただきますので、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号サイズ）を封筒に入れ、オモテ面に、「資料請求」とご記入のうえ、下記宛先までお送りください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金事務局 宛て

※同封する返信用封筒（角形2号サイズ）に、ご依頼人の住所及び氏名をご記載ください。

※必ず、オモテ面に「資料請求」とご記入ください。

## Q26 申請書の送付先を教えてください。また、直接持参することもできますか？

A 2 6

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

下記の宛先まで申請してください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金事務局 宛て

※封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

なお、下記の電子申請フォームから申請していただくことも可能です。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nipi-leqeqh-6be70085cfc667ed4edfa88484b9c62a>